

山口県報

令和2年
3月17日
(火曜日)

目 次

- 規則
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………
- 人委規則
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………
- 企業管理規程
山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………



食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 副政

山口県規則第八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年山口県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。
第九条中「別表第一の一の表四の項第一号」を「別表第一の一の表三の項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十条第一項第一号ホ」を「第十条第一項第一号ヘ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十条第一項第一号ニ」を「第十条第一項第一号ホ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一項第一号ニ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十条第一項第一号ハに規定する業務は、豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（イノシシに限る。以下この項において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲をした場所等の消毒の業務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第二号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月十七日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程（昭和四十年山口県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 島田川工業用水道

第十六条第二号中「末武川工業用水道」を「島田川工業用水道、末武川工業用水道」に改める。

附 則

この管理規程は、令和二年七月二十二日から施行する。